

深川市水道事業 経営戦略

【平成29年度～令和8年度】

深川市建設水道部上下水道課

【令和2年10月改訂版】

目 次

はじめに	1
第1章 事業概要	
1. 事業の現況	2
(1) 給水 (2) 施設 (3) 料金 (4) 組織	
2. これまでの主な経営健全化の取り組み	6
(1) 事業統合と経営の一体化	
(2) 事業の広域化	
3. 経営分析比較表を活用した現状分析【別紙1】	7
(1) 経営の健全性・効率性	
(2) 施設の老朽化	
(3) 経営分析比較表による現状と課題	
第2章 将来の事業環境	
1. 給水人口予測	12
2. 水需要予測	14
3. 料金収入の見通し等	14
(1) 水道料金及びメーター使用料収入実績	
(2) 料金体系の検討	
(3) 手数料の見直し	
4. 施設の見通し	16
(1) 配水池 (2) ポンプ場等 (3) 管路	
5. 組織の見通し	17
第3章 経営の基本方針	
1. 経営の基本方針	18
(1) 安全・安心 (安心して飲める水道水の供給)	
(2) 安定 (安定的に水道水を供給)	
(3) 持続 (運営基盤の強化と給水サービスの充実等)	
2. 計画期間	19
3. 他の計画との整合性	20
第4章 投資・財政収支計画	
1. 投資・財政収支計画【別紙2】	21
2. 投資・財政収支計画の内容	21
(1) 設備等への投資【資本的支出】	
(2) 投資のための財源【資本的収入】	
(3) 事業経営 (収入)	
(4) 事業経営 (支出)	
3. 投資・財政収支計画未反映の取り組みと今後の課題	25
(1) 投資について検討状況等	
(2) 財源について検討状況等	
(3) 投資以外の経費についての検討状況等	
第5章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	29

【別紙1】 経営比較分析表

【別紙2】 投資・財政収支計画

【参 考】 用語解説

はじめに

本市の水道事業は、昭和33年に、住民生活に必要な「水」を提供するライフラインとして給水を開始し、その後、給水区域の拡張や下水道事業の開始等に伴い水需要が一層高まり、水不足の解消のため近隣4町（妹背牛町、沼田町、秩父別町、北竜町、以下「4町」という。）とともに「北空知広域水道企業団（以下「企業団」という。）」を設立しました。

企業団が沼田ダムから取水した水を浄水し、企業団を構成する自治体（本市、妹背牛町、沼田町、秩父別町、北竜町、以下「構成団体」という。）の各配水池へ送水、浄水を受水した構成団体は、その水質を適切に管理し安心安全な水の安定供給に努めてきたところです。この間の本市におきましては、6次に及ぶ市内の給水区域拡張事業により水道網を整備してきました。

経営面では、人口減少などの影響で企業団から水道水の供給を受ける構成団体としての負担が増し、さらには、受水に伴う施設整備に多大な投資を行ってきており、近年までそれらの企業債償還が続き、厳しい経営となっていました。今後、これらの初期投資に伴う費用負担が年々減少する見込みとなっておりますが、老朽化した施設の更新や耐震化の推進に多額の費用が必要となることから、維持管理を中心とした「適切な維持管理と長寿命化」へのシフトが求められています。

また、事業の経営方針に関しては、平成18年に市民各層の代表者を委員とする「深川市上下水道経営審議会（以下「審議会」という。）」を設置し、事業収支状況、施設整備や料金水準などについて、意見を反映し取り進めているところです。

そうした状況の中、平成26年に国（総務省）から、水道事業を含む公営企業に対し「今後の人口減少や施設の老朽化」を想定し、令和2年度までに中長期的な経営方針を明記した「経営戦略」策定が求められました。

これを受け、本市では平成27年度の水道料金見直し、翌年度の料金改定を経て、平成28年度に深川市水道事業経営戦略（平成29年3月策定、令和2年10月改訂、以下「本戦略」という。）を策定して以来、この戦略に基づいた事業経営の実践に向け鋭意努力しております。

今回、令和3～7年度の水道料金算定にあたり策定した「財政収支計画（R3～R12）」を基礎資料とし本戦略の改訂を行いますが、今後も時代の変化に対応するため、必要に応じて本戦略を見直し、検討してまいります。

第1章 事業概要

1. 事業の現況

本市の水道は、「1つの上水道事業」と本市合併以前の町村が所有していた「5つの簡易水道事業」から始まっています。

旧深川町当時の市街地には、酒の醸造蔵があったほど水質に恵まれていましたが、溜り水が発生するなど水質が悪化し、衛生上の観点から上水道の開設が強く望まれていました。

これを受け、旧深川町では地形などを検討した結果、井戸を掘り、ポンプで水圧をかけて給水する方式により整備することとし、昭和31年11月から水源用井戸の試掘工事に着手、昭和33年10月に通水式、同年11月1日に供用を開始したものです。その後は、簡易水道の統合などを含め、6次にわたる拡張事業に取り組んでいます。

◇上水道拡張経過

事業名	工事期間	主な事業内容・拡張区域等
第1次拡張事業	昭和38～39年	一已地区拡張
第2次拡張事業	昭和40～41年	入志別地区拡張
第3次拡張事業	昭和45～46年	メム地区拡張
第4次拡張事業	昭和49～52年	北一已地区拡張・あけぼの専用水道統合
第5次拡張事業	昭和57～平成元年 (昭和60年)	納内・多度志簡易水道統合 (企業団から受水開始)
第6次拡張事業	平成8～11年 平成14～15年 平成17～19年 平成23年 平成29～30年	音江・稲田簡易水道統合 開進・達府地区拡張 上多度志・湯内地区拡張 更進簡易水道統合 更進地区拡張

(1) 給水

本市の水道事業は、昭和33年からと歴史が古く、各地域の簡易水道を統合し現在に至っていますが、昭和43年からは、地方公営企業法（昭和27年法律第192号、以下「公営企業法」という。）改正に基づき、同法を全部適用して経営しています。

事業規模は次のとおりです。

供用開始年月日	昭和33年11月1日		
計画給水人口	29,132人（受水 29,000人、更進 132人）		
現在給水人口	(R2.3末)	19,444人（受水 19,350人、更進 94人）	
有収水量密度	(R2.3末)	218.9m ³ /ha	※ ①÷②
① 年間総有収水量	(R2.3末)	1,649,580m ³	
② 給水区域面積	(R2.3末)	7,536ha	

(2) 施設

本市の水道水は、次の二通りにより供給しています。主な施設及び能力等は下表のとおりです。

- ・ 給水区域（更進地区を除く） 企業団からの受水
- ・ 給水区域（更進地区） 地元の地下水を浄水処理

① 主な施設

配水池	その他施設
深川配水池（貯水量 7,000m ³ ）	多度志送水ポンプ（深川配水池内） 開進・達府ポンプ室
納内配水池（貯水量 260m ³ ）	納内送水ポンプ場・黄金井増圧ポンプ場
多度志配水池（貯水量 220m ³ ）	上多度志ポンプ室
音江配水池（貯水量 1,376m ³ ）	音江キャンプ場増圧ポンプ室・音江送水ポンプ場
稲田配水池（貯水量 108m ³ ）	
更進配水池（貯水量 84m ³ ）	

② 施設の能力と配水量

配水能力 (R2.3末)	13,399m ³ /日
（企業団からの受水）	（13,333m ³ /日）
（浄水：更進地区）	（66m ³ /日）

日最大配水量 (R2)	6,346m ³ /日
日平均配水量 (R2)	5,660m ³ /日

③ 管路等 (R2.3末)

管	導水管	送水管	配水管	合計
延長	140.00	7,500.20	359,602.09	367,242.29

(m)

消火栓	324 基
量水器	11,977 個

(3) 料金

平成8年4月に設定した料金水準を基本とし、以来、5年毎に料金を見直しています。

現行料金は、前回の見直し（料金期間：H28～R2）の際に、家事用区分の料金を、約3%引き下げたものです。

次期算定期間（R3～7年度）の料金についても、給水人口の減、施設等維持管理、建設改良（管路更新他）等の諸条件を加味した財政収支計画に基づき、審議会への諮問・答申を経て、現行料金を据置くこととしたところです。

料金等の改正経過は次のとおりです。

◇ 料金見直し・改正（消費税率改正等含む）の経過

- ① H1. 4. 1 消費税導入（3%）
- ② H9. 4. 1 消費税率改正及び地方消費税導入（3%→5%）
- ③ H12、H17、H22 料金据置き
- ④ H26. 4. 1 消費税及び地方消費税率改正（5%→8%）
- ⑤ H27（算定期間：H28～R2） 家事用区分のみ引下げ
 - ・ 10m³ <13mm>（旧）2,634円→（新）2,548円 △3.3%
 - ・ 20m³ <13mm>（旧）5,494円→（新）5,248円 △4.5%
- ⑥ R元. 10. 1 消費税及び地方消費税率改正（8%→10%）
 - ・ 10m³ <13mm>（旧）2,548円→（新）2,592円 +1.7%
 - ・ 20m³ <13mm>（旧）5,248円→（新）5,342円 +1.8%
- ⑦ R2（算定期間：R3～R7） 現行料金の据置き

水道料金（令和元年10月1日改定）

（税込み）

用途区分	基本水量 (1か月当り)	基本料金 (1か月当り)	1m ³ 当たりの 超過料金
家事用	8m ³ まで	1,826円	275円
団体用	15m ³ まで	4,438円	319円
営業用	15m ³ まで	4,438円	341円
工業用	50m ³ まで	13,458円	291円
浴場用	100m ³ まで	13,458円	203円
臨時用	(1m ³ につき)	808円	なし

メーター使用料（令和元年10月1日改定）（税込み）

口径	使用料
13ミリメートル	220円
20ミリメートル	264円
25ミリメートル	269円
30ミリメートル	363円
40ミリメートル	396円
50ミリメートル	2,552円
75ミリメートル	2,931円
100ミリメートル以上	管理者が別に定める

(4) 組織

令和2年4月1日現在の水道事業の組織体制は、正職員8人のほか会計年度任用職員1人となっています。

正職員は事務職及び技術職で、配置の推移は次のとおりです。

職員配置の推移（各年度末）

（人）

年度	職員数	職別		平均年齢	平均経験年数
		事務職	技術職		
H23	10 (4)	7 (4)	3	46歳6か月	3年6か月
H24	9 (3)	7 (3)	2	51歳2か月	4年4か月
H25	8 (3)	7 (3)	1	51歳9か月	4年3か月
H26	8 (3)	6 (3)	2	54歳2か月	5年3か月
H27	8 (4)	5 (4)	3	53歳0か月	4年7か月
H28	8 (4)	5 (4)	3	53歳3か月	5年0か月
H29	7 (3)	5 (3)	2	50歳3か月	3年8か月
H30	8 (4)	6 (4)	2	50歳7か月	3年9か月
H元	8 (5)	7 (5)	1	50歳9か月	3年6か月
H2	8 (5)	7 (5)	1	53歳4か月	4年4か月

※ 上下水道課として下水道事業と一体的に運営・・・管理職は水道事業に配置する（公営企業法全部適用のため）。

※（）内は『職員数または事務職のうち管理職の人数』・・・部長職・課長職・課長補佐職

※ 管理職は、決算状況報告との整合を図るため「事務職」として計上

2. これまでの主な経営健全化の取り組み

(1) 事業統合と経営の一体化

本市は、昭和38年の4町村（深川町、一巳村、納内村、音江村）合併により深川市となり、昭和45年に多度志町との合併を経て現在に至っています。

本市の水道事業は、昭和37年12月から平成20年3月まで拡張事業（第1～6次）を実施、昭和61年6月の企業団からの受水開始時に、4つの簡易水道（納内、多度志、音江、稲田）を上水道に統合しました。

また、更進地区の簡易水道は上水道管までの距離が長く、管を繋ぐには莫大な費用がかかることから、浄水による用水供給を現在まで継続していますが、「簡易水道等施設整備費国庫補助事業について（H19.6.11 健水発第0611001号）」の通知により、施設を接続しない「ソフト統合」が国庫補助事業の対象となったことを受け、平成23年度に会計統合しています。

(2) 事業の広域化

① 水道事業の新たな連携に関する勉強会

平成17年に、4町から「用水供給と末端給水事業の一元化」の検討について要望が出され、平成18年に、構成団体の水道事業担当者と企業団職員による「水道事業の新たな連携に関する勉強会」を設置、平成19年までの2年間で計4回の会議を開催し検討を行いました。

② 水道事業の新たな連携に関する作業部会

平成20年に、勉強会における課題として指摘のあった事項を検討するため、構成団体の水道事業担当者と企業団の課長補佐級による「水道事業の新たな連携に関する作業部会」を立ち上げ、企業団の末端給水化（広域化）について、平成21年9月まで計14回の会議を開催し検討を重ねましたが、構成団体の合意には至りませんでした。

③ 首長・副首長会議における結論

作業部会の結果を受け、構成団体の首・副首長会議において協議し、『企業団の末端給水化（広域化）は難しい』との結論に至りました。

④ 合意に至らなかった主な要因

- ・ 事業統合を総論的には有効とするものの、構成団体ごとの内部留保資金に格差があることから不公平感があり、早急な事業統合を望まない。
- ・ 4町の水道事業への職員配置は1～2人であり、すでに上下水道を一元管理し効率化を図っていることから、事業統合による人件費の縮減効果が少ない。

- ・ 当時、構成団体の高料金対策繰出金対象自治体が、事業統合により繰出金の対象外となり、収入減となる。
- ・ 水道施設更新の際に、料金高騰を抑えるため、構成団体の負担が必要になるが、その負担割合について合意に至らなかった。

3. 経営分析比較表を活用した現状分析

総務省が、平成28年から公表している「経営分析比較表」は、経年比較や他の公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析などを、自治体が自ら分析することにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となるものです。

また、中長期的な経営の基本計画となる「経営戦略」の策定を進める上で有益な状況であることや、市議会や住民に対して経営状況の説明に活用することが期待されるものです。

以下は、本市と類似団体における経営指標の傾向です。

※ 表内の「平均」とは、総務省による分類の「類似団体平均」のことで、本市の類似団体区分は、「A6」となっており、現在の給水人口が1.5万人以上3万人未満の末端給水事業を行っている全国の上水道事業が類似団体になります。

(1) 経営の健全性・効率性

① 経常収支比率

経常収支比率は、給水収益などの経常的な収入が経常的な費用をどの程度賄えているかを表す指標です。100%未満は経常損失が生じており、費用を賄えていないこととなります。

(%)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
深川市	93.65	95.26	92.95	94.18	101.09	98.08	97.42
平均	106.55	110.01	111.21	111.71	110.05	108.87	
算定式	経常収益÷経常費用×100						

② 累積欠損金比率

営業収益に対する累積欠損金の比率で、この比率が高いほど単年度収益に比べて累積欠損金が多く、経営悪化を示しています。

(%)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
深川市	61.04	69.21	78.64	89.20	87.70	91.58	96.34
平均	9.56	2.80	1.93	1.72	2.64	3.16	
算定式	累積欠損金 ÷ (営業収益 - 受託工事収益) × 100						

③ 流動比率

短期的な債務への支払能力を表す指標。流動資産（1年以内に現金化することのできる資産）と流動負債（1年以内に精算すべき債務）の比率を表しています。

(%)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
深川市	446.34	189.99	179.46	211.13	237.17	330.26	343.14
平均	963.24	381.53	391.54	384.34	359.47	369.69	
算定式	流動資産 ÷ 流動負債 × 100						

④ 企業債残高対給水収益比率

企業債残高対給水収益比率は、企業債残高の規模を表す指標。水道料金による収入（給水収益）に対する企業債残高の割合を表しています。

(%)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
深川市	179.01	160.81	144.42	133.99	123.69	118.49	119.28
平均	400.38	393.27	386.97	380.58	401.79	402.99	
算定式	企業債現在高 ÷ 給水収益 × 100						

⑤ 料金回収率

1 m³あたりの水の供給に係る費用（給水原価）を1 m³あたりの料金収入（供給単価）でどの程度賄えているかを表す指標です。

(%)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
深川市	91.87	93.17	90.61	86.24	93.10	91.41	89.89
平均	96.56	100.47	101.72	102.38	100.12	99.66	
算定式	供給単価÷給水原価×100						

⑥ 給水原価

有収水量1 m³当たり、どれくらいの給水費用がかかっているかを示す数値です。

(円)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
深川市	312.03	303.32	321.71	327.78	307.64	311.95	316.96
平均	177.14	169.82	168.20	168.67	174.97	178.59	
算定式	{経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋長期前受金戻入）} ÷年間有収水量						

⑦ 施設利用率

施設の利用状況や適正な規模を判断する指標になります。施設の1日の配水能力に対する1日平均配水量の割合で、利用率が高いほど施設規模が適正と判断できます。

一方で緊急事態への対応から、必ずしも高率である必要性はないと考えています。

(%)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
深川市	46.85	47.09	43.88	43.09	42.36	42.00	42.24
平均	55.64	55.13	54.77	54.92	55.63	55.03	
算定式	日平均配水量÷日配水能力×100						

⑧ 有収率

施設の効率性を表す指標。施設が供給した水量（総配水量）のうち料金収入などの対象となった水量（有収水量）の割合を表しています。

総配水量と有収水量の差は、料金回収できていない水量であることから100%に近い方が望ましいと言えます。

有収率が低下する主な要因として、給配水管などからの漏水が考えられます。

(%)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
深川市	79.03	78.30	80.60	81.96	82.11	81.43	79.63
平均	83.09	83.00	82.89	82.66	82.04	81.90	
算定式	有収水量÷総配水量×100						

(2) 施設の老朽化

① 有形固定資産減価償却率（減価償却累計率）

有形固定資産（施設・設備）の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標です。

高率になるほど、保有資産の耐用年数到達までの期間が短くなります。

(%)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
深川市	37.18	55.72	57.90	60.04	61.92	63.76	65.25
平均	39.06	46.66	47.46	48.49	48.05	48.87	
算定式	有形固定資産減価償却累計額÷有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価×100						

② 管路経年化率

管路の延長に対して法定耐用年数を超えた管路延長の割合を示す指標です。高率であるほど老朽化が進んでいると考えられます。

(%)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
深川市	10.37	12.31	13.02	14.42	16.02	20.96	23.19
平均	8.87	9.85	9.71	12.79	13.39	14.85	
算定式	法定耐用年数を経過した管路延長÷管路延長×100						

③ 管路更新率

当該年度に水道管の更新（布設替え）を行った管路延長の割合を表す指標です。

管路の更新ペースの状況が把握できるものです。

(%)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
深川市	0.67	1.47	0.39	0.12	0.13	0.11	0.37
平均	0.67	0.66	0.99	0.71	0.54	0.50	
算定式	更新した管路延長÷管路延長×100						

(3) 経営分析比較表による現状と課題

「水道事業は地域インフラ」であり、欠かすことのできない事業として、次の内容の中長期的に解決していく必要があります。

① 経常収支比率及び料金回収率の改善

水不足が懸念された時代に下水道事業の開始などにより、さらなる水の需要があることから同じ状況下にある4町と企業団を設立し、これらの水需要に対応すべく設備投資を行ってきました。

近年の本事業の経営状況は、給水人口の減少から、大きな収入増がない中で、設備投資を必要最低限にとどめている状況です。

このため、今後は、経常収支比率及び料金回収率を上げていく検討が必要となっています。

② 施設の更新

現在、平成28年度から令和2年度までの5か年を期間とする「水道施設整備更新計画」に基づき、水道施設の更新及び老朽管の布設替えを実施しています。

今後は、今回の料金見直しにあたり新たに策定した同計画(R3～R7)に基づき、水道施設の更新及び老朽管の布設替えを実施します。

更新等に当たっては、法定耐用年数の到達・超過をもって直ちに更新・布設替えに着手とせず、既存施設の有効利用を図りつつ、現地調査により劣化状況等を把握したうえで優先度や重要度等を踏まえて総合的に判断して実施していきます。

第2章 将来の事業環境

給水人口の予測は、国立社会保障人口問題研究所（以下「社人研」という。）が公表している統計数値を参考にしながら、本事業の変動率を勘案し算出しています。

なお、収支計画の給水収益は、令和2年度の水道料金見直し時に、過去5年間の給水状況を勘案した中で、水需要予測により算定しており、毎年約0.5%の料金等の収入減を見込んでいます。

1. 給水人口予測

社人研が平成30年3月に公表している本市の「行政人口推計」は、令和7年度が18,343人、令和12年度が16,540人、令和27年度には11,499人にまで減少するとされ、30年間における5年毎の平均が9.81%、令和17年度以降は5年毎に10～12%の人口減少が予測されています。

社人研 人口推計値 (人、%)

西暦	(和暦)	推計人口	変 動	人口指数	
2010	(H22)	23,709	—	—	—
2015	(H27)	21,909	※ 基準とする。		
2020	(R 2)	20,156	△1,753	92.00	△8.00
2025	(R 7)	18,343	△3,566	83.72	△16.28
2030	(R12)	16,540	△5,369	75.49	△24.51
2035	(R17)	14,774	△7,135	67.43	△32.57
2040	(R22)	13,097	△8,812	59.78	△40.22
2045	(R27)	11,499	△10,410	52.49	△447.51

※ 資料公表：H30.3.30

※ 人口指数：2015（R27）の総人口を100としたときの総人口の指数

一方、本市における給水人口と給水戸数の推移は、下表のとおりで、平成27年度と令和元年度の比較では、給水人口が1,168人（5.67%）の減少、給水戸数は234戸（2.44%）の減少で人口減少に比べ緩やかな減少となっています。

次に、今後10年の見通しは、給水人口は、3,385人(17.41%)、年平均307.75人(1.72%)の減少、給水戸数は、316戸(3.38%)、年平均28.63戸(0.31%)の減少見込みであり、これらを考慮した経営方針の構築が重要な課題です。

年末給水人口及び給水戸数

(人、戸、%)

年度	給水人口		給水戸数	
	対前年	変動率	対前年	変動率
H22	22,439	—	9,607	—
H23	22,190	△249	9,663	+56
H24	21,633	△557	9,658	△5
H25	21,252	△381	9,715	+57
H26	20,949	△303	9,626	△89
H27	20,612	△337	9,573	△53
H28	20,369	△243	9,543	△30
H29	20,000	△369	9,493	△50
H30	19,694	△309	9,417	△76
R元	19,444	△250	9,339	△78
平均	—	△332.78	—	△29.78

[以降、今後の見通し]

(人、戸、%)

年度	給水人口		給水戸数	
	対前年	変動率	対前年	変動率
R2	19,133	△311	9,310	△29
R3	18,827	△306	9,281	△29
R4	18,525	△301	9,252	△29
R5	18,229	△296	9,223	△29
R6	17,937	△292	9,194	△29
R7	17,615	△323	9,165	△29
R8	17,298	△317	9,137	△29
R9	16,986	△311	9,108	△29
R10	16,681	△306	9,080	△28
R11	16,381	△300	9,051	△28
R12	16,059	△322	9,023	△28
平均	—	△307.75	—	△28.63

2. 水需要予測

年々給水人口が減少し、それに伴い、1日における「最大配水量（配水する量）」と「有収水量（料金収入となる水量）」が、下表のとおり減少傾向にあり、今後も同様となることが想定されています。

有収水量 (単位：m3)

年度	家事用	その他	計
H23	1,306,293	515,374	1,821,667
H24	1,289,221	523,158	1,812,379
H25	1,275,004	535,746	1,810,750
H26	1,249,903	553,429	1,803,332
H27	1,233,928	500,548	1,734,476
H28	1,230,395	497,049	1,727,444
H29	1,207,252	493,804	1,701,056
H30	1,189,192	483,716	1,672,908
R元	1,185,811	463,769	1,649,580
直5年平均	1,209,316	487,777	1,697,093
全平均	1,240,778	507,399	1,748,177

3. 料金収入の見通し等

給水人口については、年々減少していくことが見込まれるため、現在の料金体系では料金収入の減少は避けられません。

このため、経費の縮減に努めるとともに、料金体系や料金水準の見直し、さらに、受託工事の負担や各種申請手数料の見直しを図っていく必要があります。

(1) 水道料金及びメーター使用料収入実績

(税抜き、千円)

年度	水道料金	メーター使用料	合計
H23	490,471	27,130	517,601
H24	489,547	27,158	516,705
H25	486,451	27,135	513,586
H26	476,903	27,076	503,979
H27	473,195	26,883	500,078

(税抜き、千円)

年度	水道料金	メーター使用料	合計
H28	455,035	26,816	481,851
H29	454,341	26,877	481,218
H30	446,253	26,701	472,954
R元	439,532	26,596	466,128

※ 水道料金には、他会計の負担分を含みません。負担内容は次のとおりです。

- ・ 一般会計負担金：低所得世帯負担軽減措置、公共施設等水道料負担金
- ・ 消防組合負担金：公共消防水負担金

(2) 料金体系の検討

現行の料金体系は、給水口径により設定するメーター使用料のほか、一定の使用数量を基本水量として、定額の基本料金を設定し、さらに基本水量を超える使用水量によって超過料金を徴収する「従量料金制」となっています。

今後の給水人口の減少を想定した場合には、安定的な収入の確保をするため、基本料金のウエイトを高めるなど、使用者の理解が得られる料金体系の検討が必要です。

(3) 手数料の見直し

収入の確保を図るため、現在の「給水工事申請手数料（新設時）」については、平成10年以降同額のため、現行諸手数料の適正化を検討し、見直しを行っていく必要があります。

水道法（昭和32年6月15日法律第177号）の平成30年12月改正により、「指定給水装置工事事業者の指定」に更新制度が導入されたことを受け、給水条例（昭和43年3月30日条例第20号）を改正し、令和元年10月1日から、更新申請に係る手数料（初回申請手数料と同額）を徴収することとしました。

4. 施設の見通し

(1) 配水池

深川配水池は、企業団から水道水を受水する最初の配水地であり、市内の全配水池（更進配水池を除く）への配水のほか、市街地中心部へ水道水を供給する重要な役割を果たしています。

その他の配水池は、多度志、納内、音江、稲田の4地区に設置しており、各給水区域における水道水の安定供給に努めています。

構造物の修繕は、随時、必要に応じて実施していますが、必要となる耐震化については老朽化による修繕と併せて行うことにより効率化が図れないか、検討していく必要があります。

その際には、人口減少を考慮しつつ、現配水池の余剰能力などを踏まえた上で、安定供給に必要な配水施設の存続維持、若しくは統廃合についての検討が必要となります。

(2) ポンプ場等

ポンプ場は、主に深川配水池から各配水池へ送水するための施設であり、構造上、機械・電気設備が大半を占めますが、すでに法定耐用年数を経過している施設もあり、経年劣化による故障が想定されるため「水道施設整備更新計画」により、順次更新している状況です。

また、今後においても、年間修繕費用の平準化を図りながら、適時、設備更新を行う必要もあり、本戦略の見直し時などにおいては、修繕費にかかる費用の増加を考慮する必要があります。

(3) 管路

企業団の創設に合わせて実施した、給水区域の第5次拡張事業（S57.6～H元.3）により整備した管路が、法定耐用年数を超えるため、今後、急速に老朽化の進行が見込まれます。

総管路延長が約367.24km（R元決算）のうち、法定耐用年数を経過した約85.16kmの更新・耐震化を計画的に実施する必要があります。

(4) その他

施設の修繕等の検討の際には、水道施設が市民生活を支える重要なインフラであることを踏まえて、近年多発する自然災害などに対応できるよう、非常時や災害時における危機管理上の観点も考慮します。

5. 組織の見直し

水道事業の運営は上下水道課が担当しています。

上下水道課は、平成17年度の組織見直しにより、2課6係を1課3係に統合し、現在に至っています。

課の担当業務は、水道事業の他、下水道3事業（公共下水道事業・農業集落排水事業・個別排水処理施設整備事業）の運営です。【3会計・4事業】

今後は、人口減少や少子高齢化等の影響を受け、料金収入の継続的な減収が見込まれる中、施設の耐震化や更新などへの財源確保の必要性が大きな課題であり、施設の維持管理や改修事業に携わる技術系職員の確保と技術・知識の継承が最重要課題となっています。

令和5年度から下水道3事業（1会計）に公営企業法を適用し、上下水道課が担当する事業が全て企業会計となることから、職員の定員管理や人員配置等について市長部局との協議が不可欠となります。

また、現業務体制を維持しながらも、民間活力の導入や広域化などについても検討する必要があると考えます。

上下水道課の職員配置状況（令和元年度末）

（人）

	合計人数		水道事業			下水道事業		
	事務職	技術職	事務職	技術職		事務職	技術職	
14	11	3	8	7	1	6	4	2

※ 水道事業事務職に建設水道部長及び課長ほか管理職を含む。

※ 水道事業技術職に水道技術管理者を含む。

※ 再任用職員（事務職）1人分は、一般会計から支給のため下水道に計上

第3章 経営の基本方針

1. 経営の基本方針

本戦略を本市の水道事業における経営の基本方針と位置付けます。
毎年度の予算や各種計画などは、本戦略の方針に沿って取り進めることとします。

本戦略において、今後推進していく「経営方針」は、次のとおりとします。

(1) 安全・安心 (安全で安心して飲める水道水の供給)

- ・ 安全で安心して飲める水道水を供給するために水道法第20条に基づき、「水質検査計画」を策定し、定期的な水質検査を実施し、水質の安全性を確保します。
- ・ また、受水から給水までの本市水道施設の適切な維持管理に努めます。

(2) 安定 (安定的に水道水を供給)

- ・ 各配水池（深川配水池 外5池）の総貯水量は9,048m³で、1日当たりの平均配水量（R元決算）が5,660m³で、日数に換算すると約1.6日分の水道水を貯水できることとなります。
- ・ 前項により、地震による災害などで企業団からの受水が断水するなど、万一の場合においても、各配水池がそれぞれ独立した形で水道水の供給が可能なことから、安定的に水道水を供給できる状況と考えています。
- ・ 水道水の供給・配水にあっては、ループ化を推進し水道水の安定的な供給を図るとともに、漏水に伴う大規模断水を未然に防止するためにも、継続的な漏水調査の実施により、漏水箇所の早期発見、早期修繕を行い、有収率の向上に努めます。

(3) 持続 (運営基盤の強化と給水サービスの充実等)

① 経営基盤の強化

- ・ 安定した事業経営のため、より一層の効率化に取り組み、本戦略における財政収支計画により、運営基盤の強化に努め、経営健全化を図ります。
- ・ 企業団及び4町と連携し、情報共有及び情報交換を行い、広域的な業務処理等を模索します。

- ・ 職員の能力が発揮できる組織を構築するため、各種業務の手続きや事務分掌の見直しを行い、効率的な組織づくりをめざします。
- ・ 水道事業には、適切な会計処理や収納対策が必要であり、専門的な知識と経験が不可欠であることから、各種研修会に積極的に参加するなど、引続き職員の知識と技術力の向上に努めます。

② 給水サービスの充実等

- ・ 水道料金は、市役所・支所及び金融機関の窓口での納付のほか、銀行などの口座振替による納付、コンビニエンスストアでの納付にも対応し、引続き利用者の利便性向上に努めます。
- ・ クレジットカード収納については、導入費用や手数料が他の入金方法に比べ高額であること、道内各市での導入が進んでいないことから、基本的に本戦略の計画期間中は導入を見送ることとします。
今後、他市の導入状況等の把握に努め、利用者の利便性向上に配慮していきます。
- ・ インターネットを通じた各種申込みや問合せ対応についても、処理方法を確立できるよう、対費用効果の観点も踏まえつつ検討していきます。

2. 計画期間

本市水道事業の経営戦略計画期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間とします。

また、経営状況等の変化に対応し、必要に応じて見直します。

なお、現行料金は平成28年度から令和2年度までであり、最終年度である本年（R2）は、次期算定期間（R3～R7）に向けて水道料金の見直しを行います。

料金見直しの際に、計画的な維持管理や建設改良等を盛り込んで作成した収支計画（R3～R12）に基づき本戦略を改訂するものです。

また、今後においても料金見直し（5年毎）の際に、本戦略を合わせて見直すほか、必要に応じて随時見直すこととします。

3. 他の計画等との整合性

市の取り組みとしては、全体の基本計画である「深川市第五次総合計画」との整合、さらに、下水道事業・農業集落排水事業・個別排水処理施設整備事業に関わる各計画との整合性を図ります。

また、平成28年11月に策定した「深川市公共施設等総合管理計画」は、国が地方公共団体などに策定を求めている「インフラ長寿命化計画（行動計画）」として位置づけられており、これに基づく水道施設の「個別施設計画」策定に関し、施設の維持管理について具体的な対応方針を示すこととなりますので、今後、本戦略との整合性を図りながら取り組みます。

第4章 投資・財政収支計画

1. 投資・財政収支計画 【別紙2参照】

2. 投資・財政収支計画の内容

(1) 設備等への投資【資本的支出】

国・道が施工する道路改良事業（無電柱化等）に合わせ、配水管の移設や布設替えを令和元年度から令和10年度まで実施します。

※ 国道：至R4、道道：至R10

前項以外の「建設改良費」は、令和2年度の水道料金見直し時に策定した「水道施設更新計画（R3～R7）」に基づき、老朽管の布設替えなど1,800万円/年（税込み）を見込んでいます。

なお、令和8年度以降も継続して同水準の設備投資を計画していますが、実施段階においては十分に精査し、最小限のコストで最大限の効果を追求しながら進めます。

【資本的支出】

(千円)

項目	R元（決算）	R7（計画）	R12（計画）	備考
建設改良費	61,202	51,909	51,000	無電柱化（R元～10）、老朽管更新
企業債償還金	43,914	54,982	23,546	財政融資、公庫、過疎債、民間資金等の償還
合計	105,116	106,891	74,546	

(2) 投資のための財源【資本的収入】

- ・ 国、道が施工する道路改良事業（無電柱化等）の財源は、移設補償費及び工事負担金等（以下「特定財源」という。）のほかは一般財源（過疎債借入）ですが、健全経営に資するため、その財源確保に努めます。
- ・ 前項を除く事業の財源は、現状において補助事業の採択が見込めないことから、企業債、内部留保資金によって賄わなければなりません。
- ・ 企業債は、老朽管や施設設備の更新や耐震化等の財源として借入れを見込んでいます。（過疎債等）

- ・「他会計出資金」や「他会計負担金」は、一般会計から水道事業に支出（繰出）しているもので、総務省通知による企業債元金償還金の一部及び消火栓新設に係る費用を収入金として計上しています。

【資本的収入】

(千円)

項目	R元 (決算)	R 7 (計画)	R12 (計画)	備考
国庫補助金	0	0	0	
企業債	39,300	9,100	9,100	財政融資、公庫、過疎債、民間資金等の借入れ
出資金	1,677	2,886	6,776	企業債の元金償還に充当
負担金	14,611	4,900	4,900	工事負担金、消火栓設置等
固定資産 売却代金	0	0	0	
合計	55,588	16,886	20,776	

(3) 事業経営 (収入)

① 事業収益

「営業収益」、「営業外収益」及び「特別利益」の3つに区分されます。

【営業収益】

水道料金及びメーター使用料が大半を占め、その他に市が受託して行う公道部分給水工事等の受託収入や給水工事手数料等があります。

給水収益（使用料、メーター使用料）は過去10年間の平均変動率を適用しています。

(千円)

項目	R元 (決算)	R 7 (計画)	R12 (計画)	備考
給水収益	466,128	414,530	369,118	水道料金、メーター使用料
受託工事収益	28,268	20,551	20,298	給水公道工事 国・道・市からの受託工事
その他	28,453	29,484	29,884	他会計負担金 (管理職人権費他)
合計	522,849	464,565	419,300	

【営業外収益】

他会計補助金と長期前受金戻入が大半を占めています。

他会計補助金は、一般会計と消防組合からの補助金です。

《一般会計補助金》

- ・ 基準内繰入金：総務省通達の「繰出基準」に基づく繰出金で、企業債の元利償還金に充てる等、使途が決められています。
- ・ 基準外繰入金：繰出基準に基づかない繰出しで、政策等、自治体独自の制度として繰出すもので、低所得者等世帯に対する水道基本料金軽減に対する補填分などがあります。

《消防組合補助金》

- ・ 基準内繰入金：消火栓の維持管理費や公共消防用水使用料（演習）等を繰入しています。

《長期前受金戻入》

長期前受金戻入は、平成26年の公営企業法改正により、みなし償却（補助金等を除いた分の償却）が廃止され、資産全体を減価償却することとなりました。そのうちの補助金等に相当する分を「長期前受金戻入」として収益化するものです。

(千円)

項目	R元(決算)	R 7(計画)	R12(計画)	備考
他会計補助金	24,535	36,600	36,006	統合水道、児童手当、低所得世帯負担軽減、消火栓他
長期前受金戻入	40,485	25,172	24,159	減価償却費のうち補助金等分
雑収益	1,479	703	703	図面交付手数料、弁償・賠償金他
合計	66,499	62,475	60,868	

【特別利益】

- ・ 主なものは「固定資産売却益」及び「過年度損失修正益」です。
- ・ 「固定資産売却益」は、固定資産を売却処分した場合、残存価格を超過した分が利益となります。
※ [取得価格 - 減価償却済額] < 売却等処分額)
- ・ 「過年度損益修正益」は、前年度以前に係る経理で、遡及による調定、労災保険料精算による返納金などがあります。

(千円)

項目	R元(決算)	R 7(計画)	R12(計画)	備考
固定資産売却益	0	0	0	
過年度損益修正益	81	0	0	
合計	81	0	0	

(4) 事業経営（支出）

① 事業費用

「営業費用」、「営業外費用」及び「特別損失」の3つに区分されます。

【営業費用】

企業団から水を購入する受水費、配水池等の施設維持管理費、水道料金等の徴収に要する経費、職員給与費及び減価償却費です。

(千円)

項目	R元(決算)	R 7(計画)	R12(計画)	備考
受水費	223,829	225,101	223,619	企業団
施設関係委託料	22,644	14,281	14,978	漏水調査・電気保安等
一般配水管修繕	1,711	7,273	9,071	
消火栓関連修繕等	4,996	5,045	5,045	
メーター取替修繕費	21,837	51,924	56,618	メーターの有効期限により毎年度数値が増減
受託工事費	32,251	30,000	30,000	
運営事務費	21,920	22,469	22,625	水道料金の徴収経費等
職員給与費	71,074	71,077	71,081	
減価償却費	145,697	92,056	86,843	
その他	48,143	35,730	34,543	
合計	594,102	554,956	554,443	

【営業外費用】

費用のほとんどは企業債償還利子です。

昭和50年代における、企業団からの受水及び給水区域拡張事業（第1～6次）に伴う設備投資のために借入れた企業債の償還が順次完了していくため、減少傾向にあります。

(千円)

項目	R元(決算)	R 7(計画)	R12(計画)	備考
支払利息	10,836	6,142	2,219	企業債利子
その他	27	1	1	
合計	10,863	9,143	2,220	

【特別損失】

- ・ 主なものは「固定資産売却損」及び「過年度損失修正損」です。
- ・ 「固定資産売却損」は、固定資産を売却処分した場合、残存価格より不足した分が損失となります。
※ [取得価格 - 減価償却済額] > 売却等処分額)
- ・ 「過年度損益修正損」は、前年度以前に係る経理で、費用の支出、貸倒損失（未収金の整理）等があります。

(千円)

項目	R元(決算)	R 7(計画)	R12(計画)	備考
固定資産 売却損	0	0	0	
過年度損益 修正損	96	0	0	貸倒損失等
その他	0	0	0	
合計	96	0	0	

3. 投資・財政収支計画未反映の取り組みと今後の課題

(1) 投資に係る検討状況

平成28年11月に「深川市公共施設等総合管理計画」が策定され、全市的な公共施設の長寿命化・更新・統廃合・施設除却などを計画的に行い、財政負担の軽減や平準化を図り、公共施設等の最適な配置を推進することとしています。

この中で水道施設はインフラ施設として明記されているところですが、この計画の策定に伴い、厚生労働省が示している「インフラ長寿命化基本計画」、「インフラ長寿命化計画」及び本戦略の基本方針に準じ「水道施設の個別計画」の策定を進めます。

また、水道施設について、次の内容を今後検討し、本戦略の改訂時には随時、反映させることとします。

① 企業団水道施設の更新及び耐震化

昭和60年に、北空知広域浄水場の完成に伴う水道水の暫定供給が始まり、沼田ダムが完成した平成4年から構成団体に本格供給を開始していますが、施設については相当の年数が経過しています。

浄水施設等の耐震化事業に向け耐震診断を実施しており、今後、本格的に耐震化事業に着手することとなっています。

受水している構成団体として進捗状況等を把握しつつ、施設の耐震化を含めた更新費用についても、一時的な負担増を避けるため平準化するよう企業団へ対応を求めます。

② 水道管整備

【未普及地域】

整備予定区域における水道管整備は、一定程度終了しているため、今後、早急な水道管整備には至らないものと見込んでいますが、現在、未普及地域となっている「メム地区の一部」は、専用水道組合により独自に水を供給しており、市水道の給水要望はない状況です。

【専用水道利用地域】

将来的に、専用水道を利用している地域から、市の水道給水要望があった場合には、即座の対応が難しいため、注視していかなければなりません。

【給水区域外】

認可区域に隣接する周辺地域では、飲用井戸等により自ら水道水を供給している地域もあり、今後、市水道水の供給要望も考えられますが、経営状況を含め慎重な判断が必要となります。

③ 配水池等施設整備

総貯水量などから施設の能力としては余裕がありますが、今後、老朽化に伴う建替えなどを想定する必要がありますが、給水人口の減少に伴う施設のダウンサイジングなどについて検討する必要があります。

また、給水区域の標高などの地形的状況と災害等を考慮した場合、配水池総数の減は難しい状況ですが、地域人口を見定めた検討が必要となっております。

④ 老朽管の布設替え

総務省の経営分析比較表における「管路更新率」及び「管路経年化率」は、類似市と比較して良い数字ではありませんが、耐用年数（40年）を超えた水道管であっても使用可能なものは、資産の有効利用として見定める必要もあります。

また、老朽管の布設替えは道路工事など他事業と一体となって施工することにより、工事費用を圧縮することが可能であることから、各事業者との調整と毎年実施している漏水調査により、施工箇所の優先順位を設定し、費用対効果の検証も重ねながら取り組みます。

(2) 財源に係る検討状況

使用者の料金負担については、平成28年度に家事用水道料金を値下げし、令和2年度の見直し（R3～R7）では、全用途の料金を据置くこととしたことから、次期の令和7年度までに「財源確保」について検討します。

また、料金体系としては、今後の耐震化や避難所施設への優先的な水道水の供給が必要と考えた場合には、別途料金設定することも検討します。

なお、給水工事申請手数料や受託工事収入の水準についても、適時に見直し検討を行います。

資産の有効利用については、遊休地があることから、可能な限り土地売却を基本に取り進めます。

その他の売却可能な資産が発生した場合は、早期売却による収益確保に努めます。

(3) 投資以外の経費に係る検討状況

安易に利用者に負担増を求めるだけではなく、委託料・修繕費・動力費・人件費など経費の節減や、より一層の住民サービスなどの向上を図るため、今後、下記の内容を検討し、実行可能なものは順次進めていきます。

【情報提供】

- 市ホームページを活用し、経営に関する情報を掲載
 - 市ホームページ：「経営分析表（総務省）」を公開
 - 市広報：「市の財政事情」を公開
 - ・ 予算＝6月号
 - ・ 決算＝11月号

【納付の利便性】

- クレジットカードによる料金収納に関する継続的な調査
 - 取扱手数料の高騰
 - 対象とするカード会社の選定
 - 個人情報取扱要綱等の作成、データ等の管理

【委託化】

- 料金及び徴収に係る事務の委託化を検討
→ 引続き検討
- 財務事務の委託化検討
→ 下水道3事業（公共、農集、個排）の法適化に伴う上下水道課の業務見直しに向けた検討の継続
- 水道検針業務委託を個人委託から業者委託へ変更を検討
→ 委託業者の選定、費用対効果の検証等を含めた検討の継続

【応急体制の充実】

- 管路の被害を想定した応急体制の強化を検討
→ 日本水道協会、他自治体等との連携強化
- 管路台帳情報の複数個所保管などの情報バックアップ体制の充実
→ 管路台帳情報について電子化及びクラウドシステムにより外部へのバックアップ済み。この他、データおよび紙媒体資料に関し、近隣市町での相互保管などについて検討が必要
- 市の防災部門と連携し、断水時に3日間の飲料水の供給能力確保

【水道技術管理者の確保及び育成】

- 技術者の確保と後継者の育成
→ 日本水道協会、他自治体等と連携した研修機会の確保

【運営の広域化】

- 企業団及び構成団体と水道事業統合に関する協議検討
→ 北海道が進めている広域化の進捗状況を注視

5章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

毎年、審議会において、事業の収支予算の概要並びに決算状況を報告するとともに、給水区域の拡大や水道料金の水準見直しなどについて、市から諮問し、答申を得て実施しています。

また、本事業のサービス向上のため、利用者から寄せられた意見・要望については、その内容を十分検討のうえ、本戦略に反映します。

次期（R3～R7）の料金算定にあたり、企業団から受水する購入単価の決定が大幅に遅れ、本事業の「料金据置き」という結果を導き出すまでにかかなりの時間を要したため、本戦略の方向性を固めるにあたり多大な影響を受けました。

今後は、料金算定や経営戦略の事後検証・更新（改訂）にあたり、担当課段階での経営状況の分析・検証と料金のあり方に係る検討だけでなく、水道事業管理者や審議会、さらには市議会への説明に十分な時間の確保を可能とすることができるよう、企業団に対して受水単価の早期決定を働きかけます。

本事業を取り巻く状況の変化などを踏まえ、本戦略の進捗管理の分析・見直しについて検証する中で、「財政収支計画」や「水道施設整備更新計画」等の更新・改訂等を行う際には、利用者からいただいたご意見について、適宜、審議会へ図り、本戦略に反映します。

経営比較分析表（平成30年度決算）

北海道 深川市

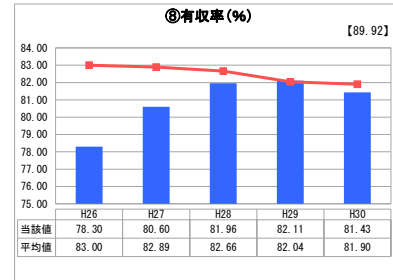
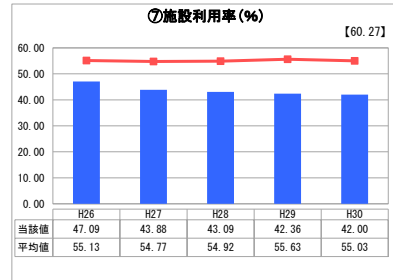
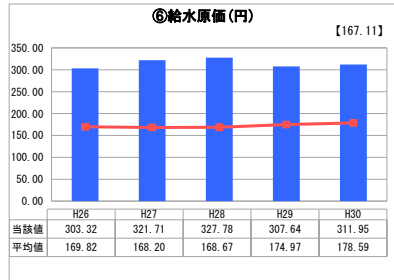
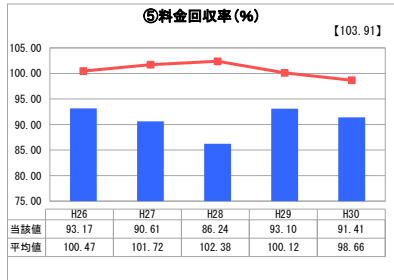
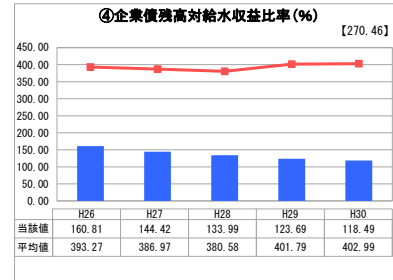
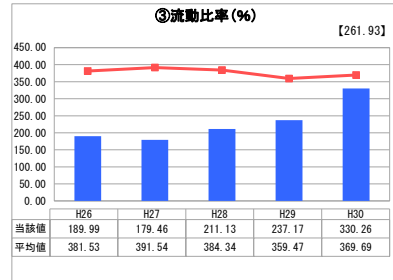
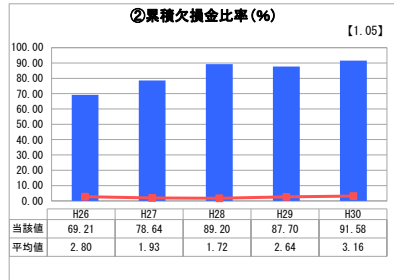
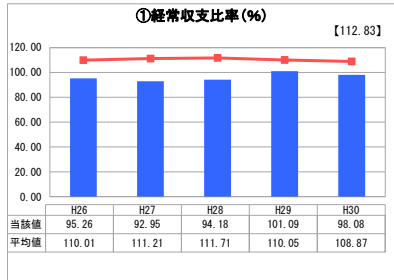
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A6	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	78.66	96.32	5,248	

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
20,804	529.42	39.30
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
19,694	75.36	261.33

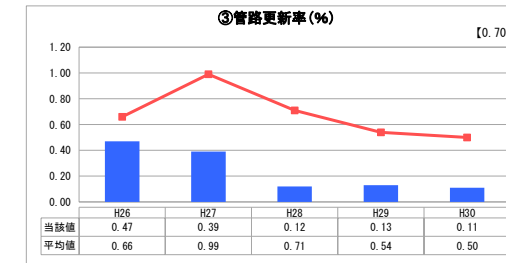
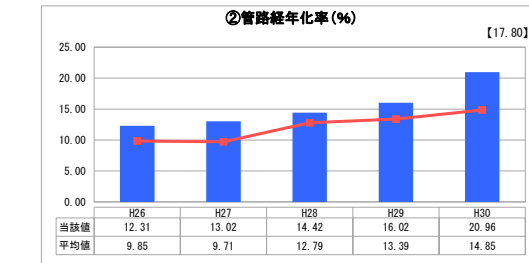
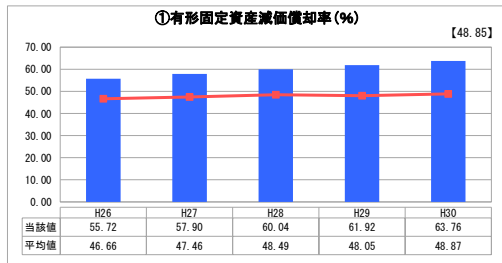
グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

企業債残高対給水収益比率は、以前に施設整備が概ね終了していることもあり、給水収益に対して企業債残高の減少幅が大きいため、類似団体と比較しても比率は低く、年々減少傾向にあります。
また、料金回収率が類似団体と比較して低くなっています。大きな要因としては、受水費用がウエイトを占めることや、施設利用率に記載のとおり1日目の配水能力に対し1日目の平均配水量が50%以下となっているため、1m³当りの給水原価が供給原価を上回っているためです。
有収率は向上しているものの、給水人口の減少等に伴い、年々営業収益が減少している。
30年度については、純損失を生じ累積欠損金が増加し、依然として累積欠損金比率は高い状況にあります。

2. 老朽化の状況について

管路更新率は類似団体より低くなっており、これは管路経年化率のとおり法定耐用年数を超える管路延長が増えているためです。今後も法定耐用年数を超える管路が増える傾向にありますが、その重要度と費用のバランスを検討しつつ順次更新をおこなう予定です。有収率は、若干低下しましたが、今後についても漏水箇所の早期発見・修繕に努めていきます。
なお、有形固定資産減価償却率は、減価償却累計の増加に比して新規資産取得が小規模であったことで増加しています。

全体総括

給水人口と給水量の減少は、経営に影響している現状にありますが、従前から5年毎に料金の見直しを行っており、市民の意見を聞きながら適時見直しを行います。
また、北空知広域水道企業団の構成町とも連携を図り、今後も安全で安心な水を供給するため、今後の人口減少及び施設の老朽化や耐震化への対応についても検討していく必要があります。これらのために経営戦略の策定により、他会計との経費負担の在り方や業務の効率化・経費の縮減に向けた見直しを検討するとともに、さらなる有収率の向上と収益の増加に努めます。

【用語解説】

【あ】

インフラ長寿命化計画

全国的に老朽化するインフラに対し、戦略的に維持管理や更新などを推進するため、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が政府で決定された。この基本計画には、施設を管理・所管する団体が中期的な取組みを定める「行動計画」を策定し、それに基づいた個別施設ごとの対応方針を定める「個別施設計画」を策定することになる。

営業収益

企業の営業活動による収入の総称。本経営戦略ではそのほとんどが料金収入です。

営業費用

企業の営業活動に必要な諸経費の総称。

【か】

北空知広域水道企業団

北空知広域水道企業団は、北海道空知管内北部に位置する深川市・沼田町・秩父別町・北竜町の1市3町によって、共通した水事情の悪化と今後の水需要の増大に対処するため、共同で1つの浄水場をつくり、水道用水を各市町に供給しようとする広域的な地方公営企業として昭和53(1978)年に設立されました。

その後、昭和56(1981)年に妹背牛町が加わり、1市4町となり、昭和60(1985)年には北空知広域浄水場が完成し、水道用水の暫定供給を開始。沼田ダムが完成した平成4(1992)年から本格供給を開始しました。

基準内繰入金

総務省が通達した基準に従って、市の一般会計から水道会計へ繰り入れる資金。
市に対してはち交付税

経営戦略

平成26年8月の「公営企業の経営に当たっての留意事項について」総務省通知により、公営企業に策定を求めている経営の基本計画。人口減少や施設の老朽化が進む中で、公営企業が安定的に事業を継続していくために、中長期的な視点から経営の健全化を実現するためのもの。

原水

水道水の原材料になる水。本市の場合は、沼田ダムに貯水した水で、北空知広域水道企業団で浄水処理される前の水のことです。

公営企業

公共団体がみずからが経営する公益的な事業。(上水道、下水道等)

国立社会保障人口問題研究所

国立社会保障・人口問題研究所は、厚生労働省に所属する国立の研究機関であり、1996年に、厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合によって誕生しました。人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っています。

【さ】

資本費

水道建設改良事業の財源となる企業債の元利償還金。

浄水（浄水場）

浄水とは、衛生上無害にした水のことで、浄水場は河川から取水した水や地下水などを浄化・消毒し、上水道へ供給するための水道施設です。

水道事業（上水道事業・簡易水道事業・専用水道）

水道法第3条で給水人口101人以上5,000人未満に水を供給する事業を**簡易水道**、給水人口が5,001人以上への給水事業を「**上水道**」、病院や社宅など自家用水道で、101人以上の居住者等への供給するもの（1日最大給水量20m³超含む）を**専用水道**という。

水道技術管理者

「水道法第十九条 水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者1人を置かなければならない。」とされ、水道施設・給水施設の基準適合検査や水質検査など管理を行うもの。本市でも1人を選任。

水道事業ビジョン

平成25年3月に厚生労働省が策定した「新水道ビジョン」の考え方を反映し、50年、100年先の水道の理想像を踏まえたうえで、「持続」「安全」「強靱」の観点から課題の抽出や推進方策を具体的に示すとともに、その取組みの推進を図るための体制を確保することを内容として、各水道事業者などが策定する計画です。

ストックマネジメント

施設の健全度や重要度を考慮した効果的な点検・調査を実施し、安全性を確保するための適切な維持修繕・改築などを、計画的かつ効率的に施設管理を行うこと。

【た】

地方公営企業法

地方公共団体が経営する企業の「組織、財務及び職員の身分取扱い」などを定めている法律。

長寿命化計画

施設の老朽化対策を行うための計画。施設の安全性や信頼性を検証し適正な維持管理に資する。

【は】

配水池（配水管）

北空知広域水道企業団から受水（購入）した水は、一旦、配水池に貯水し、そこから、時間帯により増減する水量を調整し、**配水管**を通して、各家庭などへ配水します。

深川市上下水道経営審議会

市民団体各層から委員を委嘱し、上下水道事業の経営などについて、市長の諮問に応じ、調査審議する機関。平成18年度創設。委員定数うは15人以内で任期は2年間。

普通会計（一般会計）

国及び地方公共団体の官庁会計区分で、本市では福祉や教育、消防など住民に広く行われる事業の歳入・歳出会計のこと。

法定耐用年数

固定資産の価値を算出するために使用される経済的寿命で、地方公営企業法施行規則（昭和27年9月29日総理府令第73号）の別表第2号により耐用年数が定められており、一般的に配水管は約40年とされている。

物理的な寿命ではないため、老朽化の一つの目安としている。

【や】

有収水量

収入となる水量のことで、使用者が実際に使った水の量

有収率

総配水量（受水量＋浄水量）のうち、有収水量が占める割合

深川市水道事業経営戦略

発行日 平成29年 3月
令和 2年10月改訂

発行 深川市

住所 〒074 - 8650
北海道深川市2条17番17号
建設水道部上下水道課

電話 0164 - 26 - 2365

FAX 0164 - 22 - 2460

E-Mail jogesuid@city.fukagawa.lg.jp